

白鳥温泉オープンカフェ社会実験実施要項

1 目的

本事業は、白鳥温泉の景観を活用したにぎわい創出を検証するため、白鳥温泉敷地を暫定利用して一般社団法人東かがわ市観光協会（以下「協会」という。）が社会実験として実施するオープンカフェ事業（以下「本事業」）について必要な事項を定める。

（東かがわ市の温浴施設である白鳥温泉は、令和5年3月31日をもって閉館しています。）

2 実施内容

白鳥温泉の景観を楽しむ来場者等を対象に、飲食提供を目的としたキッチンカーによるオープンカフェを実施し、テーブルやイス等を活用した食事・休憩施設を提供するものとする。

3 実施場所

東かがわ市白鳥温泉 東かがわ市入野山 465 番地



4 実施日

令和6年3月31日（日）及び4月7日（日）の2日間とする。
ただし、実施日は、出店者と相談により追加することができる。

5 出店者数

出店者は、1日あたり5事業者とする。

6 出店可能時間

午前9時から午後4時までの間で希望する時間とする。

7 出店基準

(1) 営業内容

キッチンカーによるオープンカフェ

※白鳥温泉敷地に許可車両を乗り入れて営業できます。（ただし、自動車の規格によっては、困難な場合もあります。）

※オープンカフェとは、道路や広場などの屋外にテーブル・イスを設置し、コーヒー等を飲みながら、休憩やコミュニケーションの場として、利用される店舗のことをいいます。

(2) 出店できる方

① 保健所より自動車による移動営業の許可を得ている事業者

② 香川県暴力団排除推進条例第24条に該当しない事業者

8 出店料

社会実験のため、全額免除とする。

9 会場設営

営業に使用する設備は、出店者で設置する。

10 出店者の事業費

(1) 営業による各出店者の収益は、すべて出店者の利益とします。

(2) 出店に関わる費用については、各出店者が負担とする。

11 その他の出店要件

- (1) 出店にあたっては法令を遵守し、協会の指示に従うこと。
- (2) 原則として、出店を希望した時間中は出店（営業）を行うこと。
- (3) 販売する飲食物に係る賞味期限、消費期限等については、食品表示法等関連法規に基づき適正に表示等を行うこと。
- (4) 新たに保健所等の許可を受けるものや危険なものは販売しないこと。
- (5) 出店の可否及びブース場所の決定等、協会の調整に関してそれに従うこと。
- (6) キッチンカー以外での調理・加工は行わないこと。
- (7) 商品に関するお客様からのお問い合わせ、クレーム等については、各事業者で責任を持って対応すること。
- (8) 出店の際に出たごみは、各事業者で持ち帰ること。
- (9) 売れ残った商品については、各事業者で持ち帰ること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を行うこと。
- (11) 自然災害や不測の事態、また、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、出店中止等があった場合それに従うこと。
- (12) 暴力団、暴力団員及び関係者ではないこと。
- (13) 協会から事業効果の評価、測定のためのアンケート調査や売り上げ等に関するデータ開示の依頼等があった場合はこれらに協力すること。
- (14) 出店事業者のホームページ等に掲載されている写真や、販売の様子などを収めた写真について、事業のPRのために協会及び東かがわ市が使用すること。

12 出店者の選定

協会は、本事業への出店の申し込みがあった場合において、当該事業の安全かつ円滑な運営に支障がないと認めるときは、当該申込をした出店者に対し、出店承諾書を発行する。

出店者の選定は、出店申込書の内容を審査のうえ、市内業者を優先し先着順として、5事業者までとします。

13 事業の停止等

協会は、出店者に対し、悪天候や事故等による公衆への危害を防止するために必要があると認めるときは、事業の中止及び食事施設等の撤去等の措置を命ずることができる。

14 助言または指導等

協会は、当該事業の安全かつ円滑な運営のために必要があると認めるときは、出店者等に対し、必要な助言をし、または指導することができる。

15 承諾の取消

協会は、出店者等が次の各号に該当するときは、出店の承諾を取り消すことができる。

- (1) 出店の要件に掲げる許可等の取り消しまたは禁停止を受けたとき
- (2) 虚偽の申し込みをしたとき
- (3) 出店等の承諾の際に付した条件に違反したとき
- (4) 事業の停止等の措置の命令に従わないとき
- (5) 助言または指導に従わないとき

16 損害賠償

協会は、火災、盗難及びその他の事故により、出店者及びオープンカフェ利用者に損害が生じた場合でも、故意または過失でない限りその責は負わないものとする。また、出店者の故意または過失により、施設の構築物や設備等を損傷、汚損等により損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

17 出店の申込

(1) 出店申込方法

出店者は、出店申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、協会に提出するものとする。

- ① オープンカフェ社会実験出店同意書
- ② 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく許可書の写し

(2) 募集期間

令和6年3月11日～令和6年3月25日

(3) 募集時間

午前9時から午後5時まで

下記まで事前に連絡のうえ、出店申込書を郵送またはご持参ください。

(4) 申込先・問い合わせ先

一般社団法人東かがわ市観光協会

東かがわ市湊 1847 番地 1

電話 0879-26-1276 F A X 0879-26-1366

メールアドレス higashikagawa.channel@gmail.com

白鳥温泉オープンカフェ社会実験出店申込書

令和 年 月 日

一般社団法人東かがわ市観光協会
 会長 久保 輝起 殿

申込者 住 所

団体名(店名)

代 表 者

電話番号

白鳥温泉オープンカフェ社会実験実施要項を遵守の上、次のとおり申し込みます。

| | |
|------------------|---|
| 出店場所 | 白鳥温泉 |
| 出店日 | <input type="checkbox"/> 令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 令和6年4月7日 (希望する日に☑してください。) |
| 時間及び 定休日 | 午前 時 分 から 午後 時 分 まで |
| 出店内容 | |
| 添付書類 | ① オープンカフェ社会実験出店同意書 ② 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく許可書の写し |
| 使用責任者 (緊急連絡先) | 住 所 氏 名 電話番号 |
| 備 考 | |

白鳥温泉オープンカフェ社会実験出店同意書

- 1 出店にあたっては法令を遵守し、協会の指示に従います。
- 2 原則として、出店を希望した時間中は出店（営業）を行います。
- 3 販売する飲食物に係る賞味期限、消費期限等については、食品表示法等関連法規に基づき適正に表示等を行います。
- 4 新たに保健所等の許可を受けるものや危険なものは販売しません。
- 5 出店の可否及びブース場所の決定等、協会の調整に関してそれに従います。
- 6 キッチンカー以外での調理・加工は行いません。
- 7 商品に関するお客様からのお問い合わせ、クレーム等については、各事業者で責任を持って対応します。
- 8 出店の際に出たごみは、各事業者で持ち帰ります。
- 9 売れ残った商品については、各事業者で持ち帰ります。
- 10 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を行います。
- 11 自然災害や不測の事態、また、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、出店中止等があった場合それに従います。
- 12 暴力団、暴力団員及び関係者ではありません。
- 13 協会から事業効果の評価、測定のためのアンケート調査や売り上げ等に関するデータ開示の依頼等があった場合はこれらに協力します。
- 14 出店事業者のホームページ等に掲載されている写真や、販売の様子などを収めた写真について、事業のPRのために協会及び東かがわ市が使用することに対し異議ありません。

一般社団法人東かがわ市観光協会 会長 あて

白鳥温泉オープンカフェ社会実験実施要項を遵守するとともに、上記について同意します。

令和 年 月 日

住所（所在地）

申込者

※代表者が自署すること